



平成 28 年 8 月 4 日

各 位

大阪市中央区城見一丁目 2 番 27 号
会社名 株式会社プレサンスコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 山岸 忍
(コード番号：3254 東証第一部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 土井 豊
電話番号 06 - 4793 - 1650

株式給付型 E S O P の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「株式給付型 E S O P」(以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

当社は、当社及び当社グループ会社(以下、当社グループといいます。)の従業員(以下、当社グループ従業員といいます。)の新しい福利厚生制度として当社の株式を給付し、株価上昇及び業績向上への当社グループ従業員の意欲や士気を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

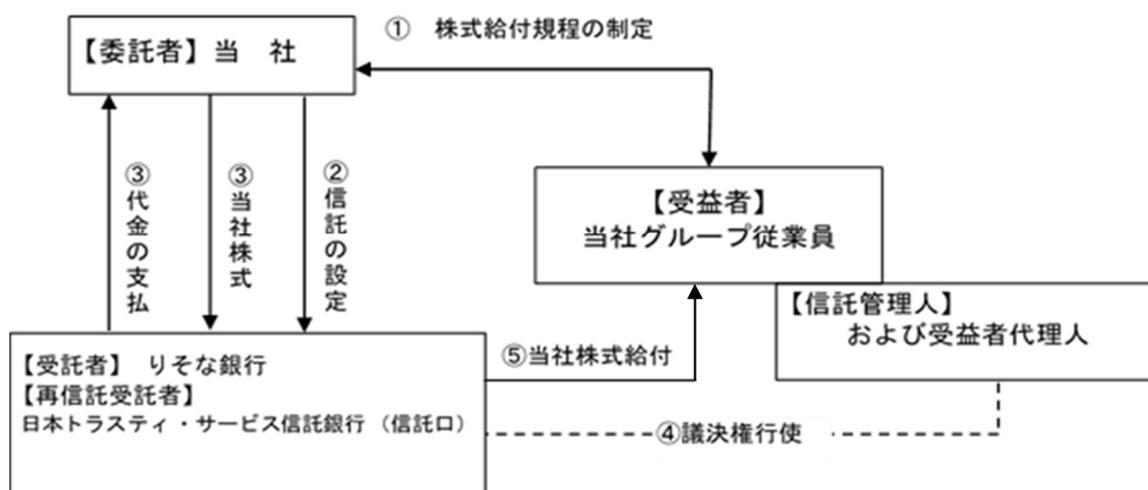
2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社グループ従業員にポイントを付与し、各ポイント計算期間が終了したとき等に、当社グループ従業員に対しポイントを当社株式に交換して給付する仕組みです。

当社は、当社グループ従業員に当社グループへの貢献度等に応じてポイントを付与し、各ポイント計算期間が終了したとき等に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。当社グループ従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、当社グループ従業員の負担はありません。

本制度の導入により、当社グループ従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使は、受益者要件を満たす当社グループ従業員の意思が反映されるため、当社グループ従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

3. 本制度の仕組み



当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定し、当社グループ従業員へのポイント付与・株式給付の基準等を定めます。

当社は、本制度を実施するため、金銭を拠出し本信託を設定します。

信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。

信託銀行は、信託管理人および受益者代理人の指図に基づき、当社株式の議決権を行使します。

信託期間中、上記の株式給付規程の定めにより、本制度の対象者である当社グループ従業員にポイントが付与されます。各ポイント計算期間が終了したとき等、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした当社グループ従業員に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

本信託終了時における本信託財産内に残存する当社株式は、信託銀行が以下いずれかの処理をします。

(1) 当社に対し無償で譲渡する。但し、当社は取得した対象株式を取締役会の決議その他法令上の手続きを実施したうえで、速やかに消却します。

(2) 公益法人等へ寄付する。

本信託終了時における本信託財産内に残存する信託費用準備金勘定に属する金銭は、権利帰属者を当社とし、信託銀行は、残存する金銭を帰属権利者である当社に交付するものとします。

本信託終了時における本信託財産内に残存する信託費用準備勘定を除く金銭およびその他財産は、信託銀行が以下いずれかの処理をします。

(1) 信託終了時点における対象者に対し、信託終了時点の各対象者の累積付与ポイント数で按分した金銭を交付する。但し、この場合は当社と協議のうえ信託管理人の承認を得ることとします。

(2) 公益法人等へ寄付する。

<本信託の内容>

- (1) 名 称：株式給付型 E S O P 信託
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (4) 受益者：受益者候補のうち、本信託契約に従った受益者として確定されるための手続を履践した者
信託設定時において受益者は存在しません。
- (5) 本信託契約の締結日：平成 28 年 8 月 26 日（予定）
- (6) 本制度に係る株式給付規程の施行期日：平成 28 年 4 月 1 日
- (7) 取得株式：78,825 株

以 上